

『個人情報保護法』主要事項逐条解説

＝職員研修資料＝

社会福祉法人新市福祉会

個人情報保護法関係研修資料

★法の理解に欠ける誤った対応 NO1

・ケアマネが他の事業者に情報の提供を求めたら、「教えられない、自分で調べたら」との返事。

・利用者には、何回同じ事を言わせるのか。と怒られた。【法の趣旨を誤った保身対応】

☆介護保険ではチームでの作業連携は必要不可欠。情報の共有化は欠かせない。

【ただ如何なる場合でも守秘義務は必要】

・法の趣旨と正しい運用

正しい運用:利用者の不利益禁止が法の主旨であることの理解が肝要。

・留意と配慮:勝手な情報提供(横流し)厳禁事前に(必要により)家族や本人の了解を得ての対応。・要は個人情報保護法もプライバシーの保護も相手の人権・利益を如何に尊重した立場そして物事の本質を理解した上での判断が必要。

Ⅰ法の趣旨と指針の基本事項

★立法の主旨 NO2

① 氾濫する情報社会において個人の利益を損なう行為を法的に保護することを義務付ける。

② 個人の情報は、個々の人格尊重の下に取り扱われるものであり、その管理責任を『個人情報取扱事業者』に対し義務化する。その範囲は単に機関としての取扱事業者のみに限らず従事者にも及び。

【用語】『個人情報取扱事業者』として義務を負う事業者とは、識別(そのこと自体で判断できる)される特定個人の合計数が日に五千件を超える事業者(過去6カ月以内の何れの日においても)。

【注:1】五千件の情報保有の判断基準は、サー

ビス利用者数のみならず、その家族・従事者・Vo・取引相手(業者)など関係事業者が関わる総ての個人情報の数をいう。

【注:2】個人情報取扱事業者に当たらない事業者にあっても、法令・保護に関する基本指針の主旨を踏まえ取り組むことが期待される。

★基本指針の対象福祉関係事業者 NO3

① 指針は各省庁ごとに実情・実態に則して現実的に定めることとされている。

② 福祉関係事業者の範囲(1)

社会福祉法第2条(2項3号・第3項4・9・10を除く)に規定する事業者をいう。

③ 具体的には、身体障害者更正援護施設・婦人保護施設・児童福祉施設・知的施設等

【注:2】介護保険法関係については別途居宅サービス事業・居宅介護支援事業・介護保険施設・老人福祉法関係の居宅生活支援事業・老人福祉施設経営事業者関係は、別途『医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン』として定めることとする。

★事業者としての措置と対外開示などNo4

① 情報管理等に対する規定の整備

・個人情報保護についての考え方や方針及び情報の取扱いに関する規則を整備しそれを対外的に公表することが求められる。

・なお、情報管理等の取扱規則の開示、公表については次のような趣旨がある。

☆福祉関係事業者で個人情報が利用される意義について本人等の理解を得る。

☆福祉関係事業者において、法を遵守し、個人情報保護のため積極的に取り組んでいる姿勢を対外的にあきらかにする。

★責任体制の明確化・窓口設置 No5

- ・個人情報の適正な取扱、漏洩などの問題に対処するための体制整備の必要性。
- ・その方策として、情報の取扱についての組織体制・責任体制を整えることが必要。
- ・またサービス利用者等に対しては、利用開始時等に個人情報の利用目的を説明するなど、必要に応じて分かり易い説明をする必要がある。
- ・加えてサービス利用者の疑問を何時でも気軽に問い合わせが出来る窓口機能を備えておくことが肝要である。

II 用語の定義

I 個人情報

No6

- ・個人情報とは、生存する個人に関する情報であって、具体的には、氏名・生年月日・その他記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することが出来、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む)
- ・また個人を識別する情報に限らず、個人の身体・財産・職種・肩書き等の属性について、事実、判断、評価を表す総ての情報であり、評価情報、公刊物等によって公にされている情報や映像、音声による情報も含まれ、暗号化されているかどうかを問わない。
- ・*** 福祉関係事業に従事する者が福祉サービスを提供する過程**で、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の福祉サービスの利用状況等の記録は、記載された氏名、生年月日、その他の記述等により一般的に特定の個人を識別することができることから、匿名化されたものを除き、個人情報に該当することが多い。

* 死亡した個人の情報

No7

- ・この情報保護法は生存を対象とするものであり、死亡した個人には適用されないが、福祉サービスの利用者が死亡した後に置いても事業者が当該者の情報を保存している場合には、漏洩、喪失または毀損の防止など適正な取扱をすることが期待される。
- ・また、死亡した個人に関する情報が、遺族等の個人に関わる情報でもある場合には、当該生存する個人に関する情報として法の対象となる。

2 個人情報の匿名化

No8

- ・個人情報の匿名化とは、個人情報から情報に含まれている氏名、生年月日、住所の記述等、個人を識別する情報を取り除くことで、特定の個人を識別できないようにすること。
- ・したがって、匿名化された情報は個人情報ではなくなり、法や本指針の対象外となる。
- ・顔写真については、一般的には目の部分にマスキングすることで特定の個人を識別できないと考えられる。
- ・また利用者の事例発表などに用いる場合などには、一般的には氏名等の除去で匿名化されると考えられる。

3 個人情報データベース等

No9

- ・個人情報データベースとは、特定個人情報をコンピュータを用いて探索することが出来るように体系的に構成した個人情報を含む情報の集合体、又はコンピュータを用いていない場合であっても、紙面処理した個人情報を一定の規則(例えば五十音順、生年月日順など)に従って整理・分類し、特定の個人情報を検索できる目次・索引・符号化されたもの。

・**個人データ**とは、個人情報データベース等を構成する個人情報を言う。

・**保有個人データ**とは、関係事業者が開示、訂正、第三者への提供の停止などを行うことが出来る権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより、次の事項に該当するもの又は6カ月以内に消去することとなるもの以外のものをいう。

- ① 当該個人データの存否が明らかになることにより、本人または第三者の生命、身体、財産に危害が及ぶ恐れがある。
- ② データの存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し又は誘発する恐れがあるもの。
- ③ 同、国の安全が害される恐れがある。
- ④ 同、犯罪の予防、鎮圧または捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶ恐れがあるもの。

Ⅲ 福祉関係事業者の責務

Ⅰ 利用目的の特定等(第15条・16条) No10

- ① 利用目的の特定・制限
個人情報を取り扱うに当たっては、利用目的の特定化が必要。利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性が必要。
- ② 利用目的による制限の例外
ただし16条第3項【法令に基づく・人命、財産・公共性(公衆衛生・児童の健全化)・国、自治体委託で職務遂行に支障をきたす】場合は適用除外。

* 法令に基づく場合

社会福祉法に基づく立入検査、児童虐待防止法に基づく通告、刑事訴訟法。

【法規定による遵守事項(再確認)】 No11

- ・福祉関係事業者は、個人情報を取り扱うに当たってはその利用目的を出来る限り特定しなければならない。
- ・利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると認められる範囲を超えてはならない。
- ・あらかじめ本人の同意を得ないで特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならない。
- ・合併その他の事由により他の事業者から事業を継承することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における利用目的達成に必要な範囲を超えて当該個人情報を取り扱ってはならない。
- ・本人の同意があった場合で、その後本人から同意の一部について取消の申し出があったときは、同意のあった範囲に限定する。

【その他の事項】 No12

- ・利用目的の制限の例外に該当する「法令に基づく場合」であっても、利用目的以外の目的で個人情報を取り扱う場合は、当該法令の趣旨を踏まえ、その取扱う範囲を真に必要な範囲に限定することが求められる。
- ・本人が未成年者又は非後見人の場合は、法定代理人の同意を得ることが必要である。
- ・後見人等でない知的障害者の場合は、本人の同意を得ることが必要である。
なおこの場合本人の同意に併せて家族などの同意を得ることが望ましい。

2 利用目的の通知等(第18条) NO13

(第18条)取扱事業者は、情報取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかにその目的を本人に通知しなければならない。

(第2項)前項の規定に関わらず、本人との契約を締結することに伴って契約書その他の書面(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む)に記載された個人情報を取得する場合、その他本人から直接書面に記載された個人情報を取得する場合は、あらかじめ本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

【法の規定により遵守すべき事項】 NO14

* 利用目的の事前明示

・福祉関係事業者は、本人から直接書面で情報を取得する場合は、「あらかじめ」本人に対し、利用目的を明示しなければならない。

【あらかじめ】とは、事前の意。

* 通知義務

・情報取得に当たってあらかじめ利用目的を公表している場合を除き、速やかに本人に通知し、又は公表しなければならない。

* 公表方法

・公示方法としては、園内掲示する。またHPの掲載などなるべく広く公表する必要がある。

* 施設入所情報の提供事例

・入所申請に当たって『×○施設に入所の個人情報を提供すること』と公表(明示)している場合であっても、第三者提供の制限(第23条)の規定が適用されるので、実際に×○施設に情報提供する場合には本人の同意が必要となる。【23条:第三者への提供制限参照】

(第4項)通知・公表の除外規定 No15

・通知等の例外事項としては、次のとおり。

- ① 利用目的を通知または公表することにより、本人または第三者の生命、身体、財産等に危害・侵害の恐れがある。

【例】児童虐待に関連した情報の利用目的を加害者である本人に通知することにより、虐待を悪化させる場合。

- ② 利用目的を通知、又は公表することにより情報取扱事業者の権利または正当な利益を侵害する恐れがある場合。

【この規定は利用目的が知られることにより、営業ノーハウといった企業秘密の漏洩防止等を目的とする規定】

- ③ 国・自治体の定める事務の遂行上協力する必要がある場合であって、通知、公表することにより事務の遂行に支障を及ぼす恐れがある場合。

【例:犯罪捜査、被疑者に関する容姿その他の特徴等の情報】

- ④ 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合。

【例:在宅サービスを行う場合、自宅の住所、電話番号といった個人情報を取得し在宅サービスのために利用する場合】

3情報の適正取得・データの正確性(17・19条)

* 法規定の遵守事項 No16

・福祉関係事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

・十分な判断能力に欠ける子供から情報を取得してはならない。

・適正なサービスの提供の達成に必要な範囲内において正確かつ最新の内容取得に努めなければならない。

・過去の記録情報等は本人からを原則。ただし家族等からの方が的確な場合はこの限りでない。

4 安全管理・従業員の監督 (法第20～22) No17

(1) 福祉関係事業者が講ずる安全管理

① 安全管理措置

事業責任者は、取り扱う個人データの漏洩、毀損、滅失・毀損の防止その他データの安全管理の義務を負う。

そのための対応として、組織的・人的・物理的、技術的な安全管理措置を講じなければならない。その際、個人データの漏洩、喪失などにより本人が蒙る権利利益の侵害の程度、事業の性質等を考慮し、その起因するリスクに応じ、必要かつ適切な措置を取る備えを必要とする。

③ 従業員の監督 No18

事業責任者は、安全管理措置の一環として従業員に対し必要かつ適切な監督をしなければならない。

なお、従業員とは、契約雇用者、嘱託員、アルバイト、パートのみならず、役員、派遣従事者、Vo、実習生その他関係事業に従事し事業者の指揮命令を受ける総てのもの。

(2) 安全管理措置として考えられる事項 No19

・次のような取り組みが必要と考えられる。

① 規定の整備・公表

諸規程を整備し、苦情処理体制を含めて、事業所内の掲示、HP掲載等で周知徹底を図る。

* 整備規程:・個人情報保護規程 ・コンピュータ情報システムの運用管理規程

② 組織体制の整備

- ・従業員の責任体制の強化・明確化を図り、具体的な取り組みを進めるため、個人情報に関する管理・監督者を定める。
- ・安全管理等の定期的自己評価、改善。

② 漏洩等の問題発生時の報告体制整備 No20

* 1) 個人データの漏洩等の事故が発生した場合、又は発生の可能性が高いと判断した場合、2) 規程等に違反している事実が生じた場合、又は兆候が高いと判断した場合における管理者等への報告連絡体制の整備をする。

③ 個人データの漏洩等の情報は、苦情等の一環として外部から報告される場合も想定されることから、苦情処理体制との連携を図る。

④ 従業員に対する教育研修

- ・適切な個人情報の保護管理意識の徹底。そのための研修体制の整備徹底。
- ・実習生、Voなどに対する研修カリキュラムの導入

⑤ 物理的安全管理

- ・データの盗難や紛失防止としての管理体制
 - ・入退室管理 ・盗難予防対策 ・機器、装置等の固定など機器保護対応 ・施錠管理

⑥ 技術的安全管理

盗難や紛失防止に備えて、取り扱う情報システムについて、次のような技術的安全装置を施す。

- ・個人情報データに対するアクセス管理 (IDやパスワード等による認証、職員の業務内容に応じて業務上必要な範囲にのみアクセスできるようなシステム、個人情報データにアクセスする必要がない職員がアクセスできないようなシステムの導入など。)
- ・個人データに対するアクセス記録保存
- ・個人データに対するファイアウォールの設置

⑦ 個人データの保存 No21

・個人データを長期にわたって保存する場合には、保存媒体の劣化などにより個人データが消滅しないよう適切に保存する。

⑧ 不要となったデータの廃棄・消去No22

・保存する個人データと廃棄又は消去するデータを区別し、不要データは廃棄する。

・データを廃棄する場合には、焼却溶解など復元不可能な状態とする。

・個人データを取り扱った情報機器を廃棄する場合は、記憶装置内のデータを復元不可能な状態とする。

・データ廃棄を業者委託する場合には、データの取扱についても委託契約において明確に定め、実際に廃棄した事を確認する。

(3)業務契約する場合の取扱い No23

①委託先の監督

・事業者は、個人データの取扱の委託をする場合、法第20条に基づく安全管理措置を遵守させるよう受託者に対し、必要な監督義務を負う。【法20条:情報の漏洩・滅失・毀損の防止、安全管理措置】

・「必要かつ適切な監督」とは、委託契約において委託者(事業者)が定める安全管理措置の内容を契約に盛り込み受託者の義務とするほか、業務が適切に行われているかどうかを定期的に確認することなどがふくまれる。

③ 業務委託する場合の留意事項No24

・事業者は、個人データの取扱を委託する場合は、次の事項に留意すべきである。

★契約において個人情報の適切な取扱いに関する内容を盛り込むこと。【再委託を含む】

★適切に取り扱っているか否かの定期確認。

★取扱いに疑義が生じた場合の改善対応。

(4)情報漏洩等の二次被害の防止等No25

★個人情報の漏洩等の問題が生じた場合には、速やかに行政機関に報告するとともに二次被害の防止、類似事案の発生回避の観点から、個人情報の保護に配慮しつつ、可能な限り事実関係を公表し、併せて再発防止のための改善策を講ずる。

(5)その他

★名刺の掲示などについては、プライバシー保護の重要性に鑑み、利用者の希望に応じて一定の配慮をすることが望ましい。

5 個人データの第三者提供(法23条) No26

(1)第三者提供の取扱

事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

(2)第三者提供の例外

ただし、次に掲げる場合は、同意を得る必要はない。

① 法に基づく場合

法に基づく立入検査を受けた場合の
査官への情報提供・児童虐待防止法の通告をする場合・捜索機関が行う任意調査

② 人の生命・身体・財産の保護のための必要【急病患者の医師に対する状況説明・暴力団員に関する情報交換等】

③ 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進の為に特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。【児童虐待事例について関係機関と情報交換する場合】

④ 国・地方公共団体又はその委託を受けた者への協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより事務の遂行上支障を来す恐れがあるとき。

【例】国が実施する統計報告調整法に基づく統計報告・統計法に基づく統計調査協力など

(3) 第三者提供の特例(オプトアウト) No27

事後的でも本人の意思を反映できる機会を設けるという手続を取る事を条件に第三者提供を特例として認めることがある。

・具体的には本人の求めに応じて個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、

- ① 第三者への提供を利用目的とすること、
- ② どのような種類の情報が第三者へて提供されるのか、
- ③ どのような方法で第三者に提供されることとなるのか、
- ④ 本人の求めに応じて第三者への提供を停止する旨、あらかじめ本人に通知するか、当該本人が容易に知り得る状態に置くことが求められる。

* **どのような種類の情報**とは、例えば住所、氏名、電話番号、障害程度、家庭状況など。

* **どのような方法**でとは、例えばプリントアウトして他の施設関係者に手交といった提供手段または方法。

* **本人が容易に知り得る状態**とは、例えば、福祉施設の受付窓口に大きく張り出すことなどをいう。

(4) 第三者に該当しない場合 No28

① 他の事業者への情報提供であっても

「第三者」に該当しない場合

* 法第23条第4項に掲げる場合の個人データの提供を受ける者については、第三者に該当しない。従って本人の同意を得ずに情報提供することができる。

【23条第4項】 第三者に該当しない場合。

- ① 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱を委託する場合。
- ② 合併その他の事由による事業承継。
- ③ 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、共同して利用する者の範囲、利用目的及び当該データの管理について責任を有する者の氏名又は名称についてあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

【福祉関係事業における具体的な事例】No29

・個人データの打ち込み、情報処理、健康診断等を他の業者に委託する場合

・個人データを特定の者との間で共同して利用するとして、あらかじめ本人に通知等している場合

【個人データの共同利用における留意事項】

* **あらかじめ個人データを特定の者との間で共同利用することが予定されている場合。**

- ・ 共同利用する個人データの項目
- ・ 共同利用者の範囲(個別列挙か、本人が見てその範囲が明確となるように特定されていること。)
- ・ 利用する者の利用目的
- ・ 当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いておくとともに、共同利用することを明らかにしている場合には、当該共同利用者は第三者に該当しない。

【福祉関係事例】入所者状況を複数の福祉関係事業者が共同して集計・研究し、入所者へ提供する福祉サービス向上に役立てる場合など。

**I②同一事業者内における情報提供であり、
第三者に該当しない場合 No30**

* 同一事業者内で情報提供する場合は、個人データを第三者に提供したことにはならないので、本人の同意を得ずに情報の提供することができる。

ただし利用目的として公表していない目的に用いる場合には、その新たな利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならない。(法第18条)

【福祉関係事例】

* 他の担当者との連携など当該福祉関係事業者内部における情報交換

* 同一事業者が開設する複数の施設間における福祉サービス向上のための情報交換

* 当該事業者の職員を対象とした研修での利用

* 当該事業者内で経営分析を行うための情報交換

【注】ただし特定し、公表した利用目的との関係で、目的外利用として所要の措置を行う必要があることに留意

(5) その他の留意事項 No31

①他の事業者への情報提供する留意事項

・法令に基づく場合など第三者提供の例外に該当する場合・第三者に該当しない場合

・個人が特定されないよう匿名化して情報提供する場合などにおいても、本来必要とされる情報の範囲に限って提供すべきである。

【法の規定により遵守すべき事項】

・福祉関係事業者においては、あらかじめ本人の同意を得ないで個人データを提供してはならない。

・第三者提供について同意があった場合で、

その後本人から提供範囲の一部についての取消申出があった場合は、その範囲に限定して取り扱う。

・法第18条の規定に基づき利用目的として第三者に提供することを公表している場合であっても、実際に第三者に提供する際には第23条に基づき本人の同意が必要となる。

6保有データに関する事項の公表(法 23 条)

(1)保有個人データに関する事項の公表等

No32

事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む)に置かなければならない。

【掲げる事項とは】

・当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称

・すべての保有データの利用目的

・情報提供の求めに応じる手続及びデータの適正な取扱の確保に関し必要な事項として政令で定めるもの

【知り得る状態とは】

本人が知ろうと思えば知ることができる状態を云い、福祉関係事業者の態様に応じて適切な方法による必要がある。

例えば、施設の窓口等への掲示備え付け等。

(2)本人からの求めによる保有データの開示

(法 25 条) No33

* 事業者は、本人から本人が識別される保有データの開示を求められたときは、遅滞なくデータ開示しなければならない。

ただし、本人又は第三者の生命、身体、財産その他権利利益を害する恐れある場合等は全部又は一部を開示しないことができる。

① 開示の原則

- ・事業者は、本人が保有個人データの開示を求めたときはね書面の交付による方法によりデータを開示しなければならない。
- ・遺族からの開示に対しては、法の規定に基づく対象ではないが、禁止規定が無いのでそれぞれの事例に応じて対応する必要がある。

② 開示の例外

- ・開示することで法 25 条の 1 項のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

次のような事例の場合には該当する可能性がある。

【事例－1】本人の状況について、家族や関係者が福祉サービス従事者に情報提供を行っている場合に、これらの者の同意を得ずに本人自身に当該情報を提供することにより、本人と家族との人間関係が悪化するなど、利益を害する恐れがある場合。

【事例－2】本人に対して十分な説明をしたとしても、利用者本人に重大な心理的影響を与えその後悪影響を及ぼす場合

い範囲において、次の事項について受付方法を定めることができる。

- ・開示等の求め先
- ・開示等の求めに際して提出すべき書面の様式、その他の開示等の求めの受付方法
- ・開示等の求めをする者の確認方法
- ・個人データの開示をする際の手数料の徴収方法等

8理由の説明・苦情処理(法第28,31条)No35

【法の規定により遵守すべき事項】

- ・事業者は、本人から求められた個人データの利用目的の通知、開示、訂正等利用停止等において、その措置を取らない旨又はその措置と異なる措置をとる旨を本人に通知する場合は、本人に対して、その理由を説明するよう努めなければならない。
- ・事業者は、個人時用法の取扱に関する苦情の適切、迅速な処理に努めなければならない。またその体制整備に努めなければならない。

7 開示等の求めに応じる手続手数料

第29条・30条 No34

- ① 個人データの開示等については本人のほか、・未成年者又は成年後見人の法定代理人、・開示等の求めをすることにつき本人が委任した代理人により行うことができる。

【法の規定により遵守すべき事項】

事業者は、保有データの開示等の求めに関し、本人に過重な負担を課すものと為らな